

請 書

収入
印紙

1 工事番号 第 号
2 工事場所 岩国市 地内
3 工事名
4 工期 着手期日 平成 年 月 日
完成期日 平成 年 月 日

5 請負代金の額 ¥ 円
(うち消費税及び地方消費税の額 ¥ 円)

6 契約保証金 免除

上記の工事の請負については、次の条項に従い履行します。

(工期の遵守)

第1条 工期内に別冊の図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。)のとおりこの工事を完成します。

(工事の目的物の引渡し)

第2条 工事が完成したときは、貴職の検査を受け、その検査に合格した工事の目的物を引き渡します。

(工事の施工)

第3条 工事の施工については、すべて貴職の監督に従います。

(工食用材料の使用)

第4条 工事に使用する材料は、すべて使用前に貴職の検査を受け、その検査に合格したものを使用します。

2 前項の検査に合格しなかった材料は、貴職の指示に従い、遅滞なくこれを引き取りません。

(改造、修補等)

第5条 工事の施工が設計図書に適合しない場合において、貴職が設計図書に基づき改造、修補その他必要な措置を執ることを請求したときは、遅滞なくこれに応じます。この場合においては、請負代金の額の増額又は工期の延長を請求しません。

(工期の延長)

第6条 天候の不良その他責めを負うことができない理由により、工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明らかにして、工期の延長を請求することができます。

(契約の解除)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除されても異議はありません。

責めを負うべき理由により、工期内に工事を完成することができないとき。

正当な理由がないのに工事の着手期日を過ぎても工事に着手しないとき。

第3条の定めに違反したとき。

前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができなくなったとき。

平成 年 月 日

岩国地区消防組合管理者 殿

請 負 者 住 所

氏 名